

中小企業の
挑戦を
応援します



糸島市経営強化専門家活用補助金

糸島市内の商工業者が、国や県の補助金等を活用し経営の改善や強化を図ろうとする際に、中小企業診断士や税理士等の専門家による申請サポートを受ける場合、市がその費用の一部を補助します。

補助対象者

糸島市内で商工業を営む中小企業者

補助率と上限

消費税を除く対象経費の2／3以内
補助上限：10万円

対象経費

各種補助金・助成金等※1の申請に際し、専門家※2に支払う経費（報酬・手数料など）
（※2：中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、行政書士など）

利用者の声

国や県の補助金は申請内容が複雑で申請を諦めていましたが、中小企業診断士の先生にサポートしていただいたおかげで、申請することができました。

また、事業計画と一緒に作成していく中で、課題などを明確にでき、今後の事業への参考になりました。（法人・サービス業）



※1：各種助成金等は
補助金・総合支援サイト
「ミラサボplus」
で検索ください

専門家からのサポートを受ける前に、市へ申請を行う必要があります。ご注意ください

お問い合わせ先

819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

福岡県 糸島市 商工振興課 商工労働係

092-332-2096 shokoshinko@city.itoshima.lg.jp

申請書類は糸島市のホームページから
ダウンロードしてください。

Q 糸島市 経営強化専門家活用



糸島市公式HP